α　農作物被害額を最近の農林業センサスの結果による当該道府県の主業経営体数に準主業経営体数を加えた数と副業的経営体数に0.25を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数で除して得た額について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に掲げる率

区分	率
六四〇′〇〇〇円未満	一・〇〇
六四〇′〇〇〇円以上一′一八〇′〇〇〇円未満	一・一五
一′一八〇′〇〇〇円以上	一・三〇

次の算式によつて算定した額とする。

十一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。

算式

AのBに対する割合が1.00を超える道府県

C×（２／３）×0.7

AのBに対する割合が0.50を超え1.00以下の道府県

A×0.0025×（２／３）×0.7

算式の符号

A　当該年度の前４年度の１月１日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額

B　当該年度の前３年度から前年度までの各年度の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第４項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の合算額

C　次の表の上欄に掲げるAの区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
Aのうち B以下の分	〇・〇一〇
Aのうち Bを超え Bの二倍までの分	〇・〇一五
Aのうち Bの二倍を超える分	〇・〇二〇

十二　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督施設高度化対策事業に係る施設をいう。次号において同じ。）の建設改良に要

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　卸売市場等（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条の規定により農林水産大臣の認定を受けて開設される中央卸売市場若しくは同法第十三条の規定により都道府県知事の認定を受けて開設される地方卸売市場に係る施設又は平成十六年度以前に国の補助金を受けて施行した水産物流通加工

α　農作物被害額を最近の農林業センサスの結果による当該道府県の主業経営体数に準主業経営体数を加えた数と副業的経営体数に0.25を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数で除して得た額について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に掲げる率

区分	率
六四〇′〇〇〇円未満	一・〇〇
六四〇′〇〇〇円以上一′一八〇′〇〇〇円未満	一・一五
一′一八〇′〇〇〇円以上	一・三〇

次の算式によつて算定した額とする。

十一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。

算式

AのBに対する割合が1.00を超える道府県

C×（２／３）×0.7

AのBに対する割合が0.50を超え1.00以下の道府県

A×0.0025×（２／３）×0.7

算式の符号

A　当該年度の前４年度の１月１日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額

B　当該年度の前３年度から前年度までの各年度の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第４項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の合算額

C　次の表の上欄に掲げるAの区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
Aのうち B以下の分	〇・〇一〇
Aのうち Bを超え Bの二倍までの分	〇・〇一五
Aのうち Bの二倍を超える分	〇・〇二〇

十二　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督施設高度化対策事業に係る施設をいう。次号において同じ。）の建設改良に要

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　卸売市場等（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条の規定により農林水産大臣の認定を受けて開設される中央卸売市場若しくは同法第十三条の規定により都道府県知事の認定を受けて開設される地方卸売市場に係る施設又は平成十六年度以前に国の補助金を受けて施行した水産物流通加工